

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月25日
【会社名】	株式会社ミマキエンジニアリング
【英訳名】	MIMAKI ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 久之
【本店の所在の場所】	長野県東御市滋野乙2182番地3
【電話番号】	0268(64)2281 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小林 修
【最寄りの連絡場所】	長野県東御市滋野乙2182番地3
【電話番号】	0268(64)2281 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小林 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 602,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年2月13日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ミマキエンジニアリング 東京支社 (東京都品川区北品川五丁目9番41号TKB御殿山ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、手取金の使途を訂正するため及び平成27年2月25日に四半期報告書(第40期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日))の訂正報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限599,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,589,000,000円と合わせた手取概算額合計上限4,188,000,000円について、今後のさらなる事業成長を見据えた開発・生産能力の拡大のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。具体的には、既存の加沢工場の一部を解体・増築する(工期：平成26年10月～平成27年12月)ための資金として1,331,000,000円を平成28年3月末までに、工場用地を取得する(取得時期：平成27年3月)ための資金として1,326,000,000円を平成27年3月に、残額を同用地に工場1棟を新築する(工期：平成27年11月～平成29年1月)ための資金の一部として平成29年3月末までに充当する予定であります。支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて行います。

なお、当社グループの設備投資計画については、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年1月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 加沢工場	長野県東御市	日本	工場設備の解体・増築	1,347,980	16,980	増資資金	平成26年 10月	平成27年 12月	約20%増加 (注)3.
			金型	487,208	189,799	自己資金及び 借入金	平成26年 4月	平成27年 3月	(注)2.
当社 新設工場 (名称未定)	長野県東御市	日本	工場用地の取得	1,326,000		増資資金	平成27年 2月	平成27年 3月	約40%増加 (注)3.
			工場設備等の新築	2,160,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	
			付帯工事	640,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	

< 後略 >

(訂正後)

上記差引手取概算額上限599,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,589,000,000円と合わせた手取概算額合計上限4,188,000,000円について、今後のさらなる事業成長を見据えた開発・生産能力の拡大のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。具体的には、既存の加沢工場の一部を解体・増築する(工期:平成26年10月~平成27年12月)ための資金として1,331,000,000円を平成28年3月末までに、工場用地を取得する(取得時期:平成27年3月)ための資金として1,326,000,000円を平成27年3月に、残額を同用地に工場1棟を新築する(工期:平成27年11月~平成29年1月)ための資金の一部として平成29年3月末までに充当する予定であります。支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて行います。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、上記工場1棟新築予定額を超えて残額が生じた場合には、平成28年3月末までに、借入金の返済資金に充当する予定です。

なお、当社グループの設備投資計画については、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年1月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 加沢工場	長野県東御市	日本	工場設備の解体・増築	1,347,980	16,980	増資資金	平成26年 10月	平成27年 12月	約20%増加 (注)3.
			金型	487,208	189,799	自己資金及び 借入金	平成26年 4月	平成27年 3月	(注)2.
本社	長野県東御市	日本	建物改修設備投資	196,000	30,000	自己資金及び 借入金	平成26年 4月	平成27年 4月	—
当社 新設工場 (名称未定)	長野県東御市	日本	工場用地の取得	1,326,000		増資資金	平成27年 2月	平成27年 3月	約40%増加 (注)3.
			工場設備等の新築	2,160,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	
			付帯工事	640,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	

< 後略 >

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月10日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月10日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記4四半期報告書の訂正報告書)を平成27年2月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<後略>